

広島県細胞検査士会会則

第 1 章 総 則

名 称

第1条 本会は、広島県細胞検査士会と称する。

事務局

第2条 本会は、事務局を広島県細胞検査士会総務委員会に置く。

目 的

第3条 本会は、会員相互の臨床細胞学的知識の向上と、技術の研修をはかるのを目的とする。

事 業

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 細胞診研究会、同標本検討会、研修会などの計画実施。
2. 会報の発行。
3. その他、本会が必要と認める事業。

第 2 章 会 員

種 別

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

1. 正会員：広島県臨床細胞学会に所属する細胞検査士。
2. 準会員：本会の目的に賛同して入会した臨床検査技師、および衛生検査技師。
3. 賛助会員：本会の目的に賛同して入会した個人、および法人。

入 会

第6条 本会に入会しようとするものは、所定の申込書を会長に提出しなければならない。

退 会

第7条 会員は、退会届けを会長に提出することにより退会することができる。

- 2 正当な理由なく会費を2年以上滞納し、かつ、督促に応じないときは退会したものとみなす。

移 動

第8条 会員は、転勤などの移動が生じた場合には、本会事務局に届け出なければならない。

第 3 章 役 員

種 別

第9条 本会に、次の役員を置く。

- ・ 会長 1名
- ・ 幹事 若干名
- ・ 副会長 2名
- ・ 監事 2名

選 任

第10条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 選任方法は別に定める役員選任規程による。

任 期

第11条 役員の任期はそれぞれ2年とする。ただし再選を妨げない。

職 務

第12条 会長は、本会を主宰、代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
- 3 幹事は、第25条第1項において設置する常設委員会の委員長を分担し、会務を執行する。
- 4 監事は、会計ならびに会務を監査する。

第 4 章 総 会

種 別

第13条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

開 催

第14条 定期総会は、毎年1回会計年度初頭に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 1. 会長または役員会が必要と認めたとき。
 2. 正会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき。

招 集

第15条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第14条第2項第2号の場合には、請求の日から1カ月以内に総会を招集しなければならない。

議 長

第16条 議長は、出席正会員の中から選出する。

第17条 総会は、この会則に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

1. 事業計画の決定。
2. 事業報告の承認。
3. その他、本会の運営に関する重要な事項。

定足数

第18条 総会は、委任状を含め正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

議 決

第19条 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 5 章 役 員 会

構 成

第20条 役員会は、第9条において設置した役員で構成する。

- 2 第25条第2項において設置する特別委員会の委員長は、役員会に出席し意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

開 催

第21条 役員会は次に掲げる場合に開催する。

1. 会長が必要と認めるとき。
 2. 役員3分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき。
- 2 会長は、前項第2号の場合には、請求の日から10日以内に役員会を開催しなければならない。

権 能

第22条 役員会は、この会則に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

1. 総会の議決した事項の執行に関すること。
 2. 総会に付議すべき事項。
 3. その他、総会の議決を必要としない業務の執行に関すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、会長は緊急に業務を執行する必要があるときは、副会長と協議

の上、専決処分することができる。

- 3 前項の規定で専決処分した事項は、次の役員会で承認を受けなければならない。

定足数

第23条 役員会は、役員³分の2以上の出席がなければ開会することができない。

議 決

第24条 役員会の議事は、出席役員³の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第 6 章 委 員 会

種 別

第25条 本会は、会務を執行するために次の常設委員会を置く。

- ・総務 ・会計 ・精度管理 ・学術 ・広報
- ・ホームページ委員会 ・社会活動推進委員会

- 2 特に検討を必要とする事項が発生した場合には、役員会の議決を経て特別委員会を置くことができる。
- 3 前項において設置した特別委員会の委員長は、正会員の中から会長が任命する。

第26条 各委員会の委員は、会員の中から委員長が任命する。

業務および運営

第27条 各委員会の業務および運営は、別に定める委員会運営規程による。

第 7 章 会 計

経 費

第28条 本会の経費は、会費、研修会参加費および寄付金等をもって充てる。

会 費

第29条 本会の会費は、次の通りとする。

1. 正 会 員：年間 1,000円
2. 準 会 員：年間 1,000円
3. 賛助会員：年間 1口1,000円

会計年度

第30条 本会の会計年度は、4月1日より始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

予算および決算

第31条 本会の予算は、年度開始時に総会の議決を得なければならない。

- 2 決算は、年度終了後に監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第 8 章 補 則

会 則

第32条 この会則の改定は、役員会の審議を経て総会の議決を得なければならない。

諸規程

第33条 会則施行についての諸規程は、役員会の議決を経て別に定める。

付則

この会則は、日本臨床細胞学会広島県支部細胞検査士会として平成10年4月11日より施行する。

2. 平成15年4月7日 第6条及び25条を一部改定した。
3. 本会の名称を平成21年4月19日より日本細胞診断学推進協会細胞検査士会広島県支部会と改称した。
4. 平成22年4月11日 第25条を一部改訂した。
5. 本会の名称を平成25年5月27日より広島県細胞検査士会と再改称した。
6. 平成26年7月21日 第9条を一部改定した。
7. 平成27年3月14日 第2条を一部改定した。
8. 平成29年5月14日 第2条および第5条を一部改定した。